

1 県税の特別措置に係る課税免除等の状況

(1) 県税の特別措置の概要

(ア) 対象税目と特別措置の内容

- ① 事業税 …… 一適用設備につき3事業年度について課税免除
- ② 不動産取得税 …… 一適用設備である家屋とその敷地である土地の取得について課税免除又は不均一課税
- ③ 固定資産税 …… 一適用設備となる償却資産につき3年度について課税免除又は不均一課税

(イ) 根拠条例及び根拠法律

- ① 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(企業立地条例)
…… 企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地法)
- ② 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(過疎条例)
…… 過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)

(ウ) 特別措置の内容

対象税目	企業立地条例	過疎条例
事業税	(対象外)	課税免除
不動産取得税	課税免除	課税免除
固定資産税	課税免除	課税免除

(エ) 特別措置の実績

平成 24 年度

(単位:千円)

種 別		事業税	不動産取得税	固定資産税	計
企業立地条例	課税免除	0	295,614		295,614
	減収補填	0	221,711		221,711
過疎条例	課税免除	2,594	24,910		27,504
	減収補填	1,946	18,683		20,629
農工条例	課税免除	209	0		209
	減収補填	157	0		157
計	免除額等	2,803	320,524		323,327
	減収補填	2,103	240,394		242,497

※ 減収補填の額は、平成 24 年度基準財政収入額から控除する額として総務省へ報告した値である。

(2) 課税免除・不均一課税の対象地区及び対象期間

平成 25 年 12 月末現在

適用条例	課税免除・不均一課税の対象地区	対象期間
企業立地条例	県下全域	H25. 4. 1 から 5 年以内
過疎条例	山梨市(旧牧丘町区域・旧三富村区域) 笛吹市(旧芦川村区域) 鯉沢町 早川町 身延町 南部町 南アルプス市(旧芦安村区域) 北杜市(旧須玉町区域・旧白州町区域・旧武川村区域) 道志村 小菅村 丹波山村 甲州市(旧大和村区域) 富士河口湖町(旧上九一色 村区域) 甲府市(旧上九一色村区域) 市川三郷町 ※ 6 市 6 町 3 村	H12. 4. 1 ~ H27. 3. 31 過疎条例第 2 条